

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2019-37543

(P2019-37543A)

(43) 公開日 平成31年3月14日(2019.3.14)

(51) Int.Cl.

A63F 7/02 (2006.01)

F 1

A 6 3 F 7/02

3 0 4 D

テーマコード(参考)

2 C 0 8 8

審査請求 未請求 請求項の数 1 O L (全 15 頁)

(21) 出願番号

特願2017-162187 (P2017-162187)

(22) 出願日

平成29年8月25日 (2017.8.25)

(71) 出願人 599104196

株式会社サンセイアールアンドディ
愛知県名古屋市中区丸の内2丁目11番1
3号

(74) 代理人 100112472

弁理士 松浦 弘

(74) 代理人 100188226

弁理士 池田 俊達

(74) 代理人 100202223

弁理士 軸見 可奈子

(72) 発明者 近藤 美穂

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番1
3号 株式会社サンセイアールアンドディ
内

最終頁に続く

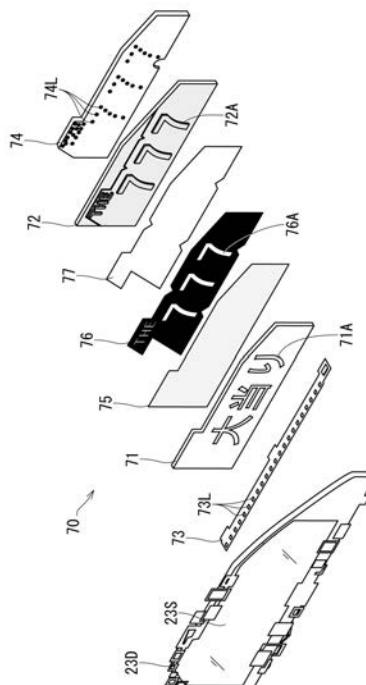
(54) 【発明の名称】遊技機

(57) 【要約】

【課題】鮮明な光表示演出が可能な遊技機を提供する。

【解決手段】本発明の遊技機10は、第2発光基盤74のLED74Lによって照射される光を反射させるか、又は透過させるか、あるいは発するかして光表示演出を行う第2透光部材72と、第2透光部材72の少なくとも一部に重ねられ、光を透過する拡散シート77と、光を遮蔽する遮蔽部76Bを備えた区画シート76とからなる透過規制シート78とを有する発光パネル70を備える。

【選択図】図4



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

光を反射させるか又は透過させるか又は発するかして光演出を行う光演出部材と、前記光演出部材の少なくとも一部に重ねられ、光を透過する透光領域と、光を遮蔽する遮蔽領域とを有する透過規制部材とからなる電飾役物を備え、前記光演出部材は、透光部材に、受けた光を反射させるか、屈折させるか、吸収するか又は集光するかして光装飾を行う光装飾部を備えてなり、前記遮蔽領域は、前記光装飾部の少なくとも一部を縁取るように形成されている遊技機。

【発明の詳細な説明】

10

【技術分野】

【0001】

本発明は、光による演出を行う遊技機に関する。

【背景技術】

【0002】

従来、この種の遊技機として、遊技状態に応じて光表示演出を行うものが知られている（例えば、特許文献1参照）。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

20

【特許文献1】実開平6-26975（段落[0009]）

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、光表示演出がより鮮明である遊技機の開発が求められていた。

【0005】

本発明は、上記事情に鑑みてなされたもので、鮮明な光表示演出が可能な遊技機の提供を目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

30

上記目的を達成するためになされた請求項1の発明に係る遊技機は、光を反射させるか又は透過させるか又は発するかして光演出を行う光演出部材と、前記光演出部材の少なくとも一部に重ねられ、光を透過する透光領域と、光を遮蔽する遮蔽領域とを有する透過規制部材とからなる電飾役物を備え、前記光演出部材は、透光部材に、受けた光を反射させるか、屈折させるか、吸収するか又は集光するかして光装飾を行う光装飾部を備えてなり、前記遮蔽領域は、前記光装飾部の少なくとも一部を縁取るように形成されている遊技機である。

【図面の簡単な説明】

【0007】

40

【図1】本発明の第1実施形態に係る遊技機の前面図

【図2】遊技板の前面図

【図3】発光パネルの前面図

【図4】発光パネルの分解斜視図

【図5】(A)発光パネルの後面斜視図、(B)発光パネルの側断面図

【図6】発光パネルの概念図

【図7】(A)第2透光部材の側断面図、(B)第2透光部材の側断面図

【図8】発光パネルの前面図

【図9】発光パネルの前面図

【図10】(A)他の実施形態に係る透過規制シートの前面図、(B)他の実施形態に係る区画シートの前面図

50

【発明を実施するための形態】

【0008】

[第1実施形態]

以下、本発明の一実施形態を図1～図10に基づいて説明する。本実施形態の遊技機10は、図1に示した前面枠10Zの後方に、図2に示した遊技板11を備え、前面枠10Zのガラス窓10Wを通して遊技板11の遊技領域R1を視認することができる。なお、以下の説明では、遊技機10に前側から向かって右側(図1の右側)を単に「右側」といい、その反対側を単に「左側」ということとする。

【0009】

図2に示すように、遊技領域R1は、全体をガイドレール12で囲まれ、遊技領域R1の左上部に進入口12Aを備える。そして、遊技機10の前面右下の発射ハンドル28(図1参照)を回動操作すると、その操作量に応じた発射強度で前面皿27内の遊技球が進入口12Aを通して遊技領域R1に打ち込まれる。

【0010】

遊技領域R1には、遊技板11を貫通する表示開口11Hが形成され、装飾枠23が前方から嵌め込まれている。その装飾枠23の上辺部と両側辺部は、遊技板11の前面から遊技球の直径程度の大きさで突出している。これにより、遊技球が装飾枠23の内側に進入することを規制すると共に、遊技領域R1を上側遊技領域、下側遊技領域、左側遊技領域及び右側遊技領域に分けている。

【0011】

また、遊技板11の後方には、表示装置13が備えられ、その表示装置13の液晶表示画面13Gが装飾枠23の内側の演出窓23Wを通して前方に臨んでいる。

【0012】

装飾枠23の下辺部には、遊技球が転動可能な転動ステージ24が備えられ、装飾枠23の左辺部から転動ステージ24に向かって延びるワープ管24Rを通して遊技球が転動ステージ24上に進入可能になっている。また、転動ステージ24は、前縁部に転落防止壁24Wを有し、転動ステージ24の左右方向の中央とその両横部分には、転落防止壁24Wを切除してなる排出口24A, 24B, 24Bが形成されている。そして、転動ステージ24を転動する遊技球が中央に向かって転動して、何れかの排出口24A, 24B, 24Bから装飾枠23外に排出される。

【0013】

中央の排出口24Aの真下には、第1始動入賞口14Aと第2始動入賞口14Bとアウトロ16とが上から順番に間隔を開けて並べられている。第1始動入賞口14Aは、遊技領域R1の前面から突出する突部の上面に常時開口したポケット構造をなしている。

【0014】

第2始動入賞口14Bは、遊技領域R1の前面に開口し、通常は、その開口が回動扉14Tにて閉じられていて、所定条件の成立に起因して回動扉14Tが開いて内部から図示しない舌片が突出して、その舌片をガイドにして遊技球が第2始動入賞口14Bに取り込まれるようになっている。

【0015】

アウトロ16は、遊技領域R1の前面に開口すると共に、遊技領域R1全体の最下端部に位置し、第1始動入賞口14A等のいずれの入賞口にも入賞しなかった遊技球がアウトロ16に流入する。なお、第2始動入賞口14B及びアウトロ16は、遊技領域R1の前面から遊技球1つ分の間隔を開けて配置された前面カバー14Dによって前方から覆われている。

【0016】

第1始動入賞口14Aの左側には、2つの普通入賞口20, 20が備えられ、第1始動入賞口14Aの右側には、大入賞口15と普通入賞口20とが備えられている。普通入賞口20は、第1始動入賞口14Aと同様のポケット構造をなしている。

【0017】

10

20

30

40

50

大入賞口 15 は、遊技領域 R 1 の前面に開口した横長の長方形をなし、回動扉 15 T によって常時閉塞されている。そして、後述する当否判定の当たりに起因して、回動扉 15 T が下端部を中心に回動して前傾姿勢になり、多量の遊技球が大入賞口 15 に取り込まれる。また、大入賞口 15 の下方には、右側遊技領域を流下してきた遊技球を第 2 始動入賞口 14 B に案内する転動ガイド部 15 S が備えられている。また、大入賞口 15 の上方には、右側遊技領域の左右方向の一端側に始動ゲート 18 が備えられている。なお、遊技領域 R 1 の略全体には、図示しない複数の障害釘が分散配置されている。

【0018】

上記した各入賞口 14 A, 14 B, 15, 20 に遊技球が入賞する度に、所定複数の遊技球が賞球として前面皿 27 (図 1 参照) に払い出される。また、大入賞口 15 への入賞に対する賞球数は、それ以外の入賞口 14 A, 14 B, 20 への入賞に対する賞球数よりも多くなっている。しかしながら、大入賞口 15 は、前述したように通常閉じている。そこで、遊技者は、大入賞口 15 が開放されることを願いながら以下のようにして遊技を楽しむことができる。

【0019】

即ち、第 1 及び第 2 の始動入賞口 14 A, 14 B に遊技球が入賞すると、例えば、所定の確率で当たりになる抽選 (以下、これを「特図判定」という) が行われ、その抽選結果を報知するために、液晶表示画面 13 G に第 1 ~ 第 3 の特別図柄 13 A, 13 B, 13 C が横並び状態に表示される。各特別図柄 13 A, 13 B, 13 C は、それぞれ複数種類で構成されていて、それらが所定の変動期間に亘ってスクロール表示された後、停止表示されて、その際の第 1 ~ 第 3 の特別図柄の図柄組合が、当たりの図柄組合 (例えば、ぞろ目、) か否かにより、判定結果が当たり (これを「大当たり」という) であるか否か報知される。そして、大当たりになると、所定複数回数、所定開放期間に亘って回動扉 15 T が開く大当たり遊技が実行されて、大入賞口 15 への多量の遊技球の入賞が可能になる。

【0020】

上記した大当たりを引き当てるために、遊技者は、第 1 及び第 2 の始動入賞口 14 A, 14 B への入賞をねらって打つことになる。ここで、第 1 始動入賞口 14 A は、左側遊技領域を流下した遊技球が入賞し易く、第 2 始動入賞口 14 B は、右側遊技領域を流下した方が入賞し易い。また、前述したように第 2 始動入賞口 14 B は、通常は、閉じている。第 2 始動入賞口 14 B を開くには、始動ゲート 18 を遊技球が通過する必要がある。始動ゲート 18 を遊技球が通過すると、例えば、1/2 の確率で当たりになる抽選 (以下、これを「普図判定」という) が行われる。そして、液晶表示画面 13 G に 1 グループの普通図柄 13 D が所定の変動期間に亘って変動表示された後、当たりか外れか (例えば、奇数か偶数か) の普通図柄を停止表示することで普図判定の判定結果を報知する。そこで当たりになると、所定の開放期間に亘って回動扉 14 T が開き、第 2 始動入賞口 14 B への遊技球の入賞が可能になる。ところが、通常状態では、回動扉 14 T の開放期間が極めて短いために第 2 始動入賞口 14 B への遊技球の入賞は、極めて困難になっている。これに対し、後述する「時短状態」になると、回動扉 14 T の開放期間が通常状態より長くなっている、第 2 始動入賞口 14 B への入賞が容易になる。

【0021】

なお、始動ゲート 18 の通過によって発生する「普図判定の当否判定権」も、第 1 又は第 2 の始動入賞口 14 A, 14 B への入賞によって発生する「特図判定の当否判定権」も、共に 4 つまで保留記憶されるようになっていて、その保留数は、遊技板 11 の前面のうち遊技領域 R 1 外に備えた点灯表示部 14 H, 18 H の点灯数によって報知される。

【0022】

大当たりには、特典が付いているものと付いていないものとがある。特典の 1 つが上述の「時短」であって、大当たりに「時短」特典が付いていると (即ち、「時短付き大当たり」になると)、大当たり遊技の実行後に、普図判定の変動期間が短くなると共に第 2 始動入賞口 14 B の回動扉 14 T の開放期間が長くなる。これにより、普図判定の当たりが発生する頻度が高くなると共に、第 2 始動入賞口 14 B に入賞し易くなる。

10

20

30

40

50

【0023】

よって、本実施形態の遊技機10では、時短付きの大当たりを引き当てるまでは、遊技球を左側遊技領域に流下させる左打ちを行い、時短付きの大当たりを引き当てるから遊技球を右側遊技領域に流下させる右打ちを行なう打ち方が好ましく、そのような打ち方を示唆する画像が液晶表示画面13Gに表示されるようになっている。

【0024】

また、特典には、「確変」付きの大当たりもある。確変付き大当たりになると、大当たり遊技の実行後に、特図判定で大当たりになる確率が通常時の確率（例えば、1/400）に比べて高確率（1/200）になる。また、「確変」には、必ず「時短」が付加されていて、所定条件に起因して「確変」のみが消滅して「確変なしの時短状態」になることがある。さらに、大当たりに上記特典が付くか否かは抽選で行われ、特図判定が変動表示後に停止したときの図柄組合が「777」である場合に、確変・時短付きの大当たりとなるように設定されている。

10

【0025】

さらに、前述した特図図柄13A, 13B, 13Cが変動表示された場合は、その後、例えば、左、右、中央の特別図柄13A, 13C, 13Bの順番に停止する。よって、大当たりになる場合は、左右の特別図柄13A, 13Cが同じ図柄で停止したリーチ状態を経て、中央の特別図柄13Bも同じ図柄（即ち、ぞろ目）になる。そして、特図判定の報知を行う間に、特別図柄以外に大当たりを予感させる演出用図柄が表示されて遊技者の気持ちを高揚させる。また、遊技機10の前面の左下に備えた操作ハンドル29（図1参照）を操作することで演出用図柄の内容が変化し、このことによっても遊技者の気持ちを高揚させる。

20

【0026】

本実施形態の遊技機10では、液晶表示画面13Gによる画像演出以外に、図2に示した発光パネル70による光表示演出が行われる。その発光パネル70は、装飾枠23の上辺部に備えられている。即ち、装飾枠23には、左右の両縁部の上端寄り位置（進入口12Aより僅かに下側となる高さの位置）の間を梁部材23Aが略水平に延びて、装飾枠23の上辺部の底部を構成している。また、梁部材23Aの左寄り位置から上方に起立部材23Bが立ち上がり、その起立部材23Bの上端部と梁部材23Aの右側端部との間が円弧状の上縁部材23Cにて連絡されている。そして、梁部材23Aと起立部材23Bと上縁部材23Cとで構成される上辺フレーム23Dの内側に発光パネル70が組み込まれている（図3参照）。

30

【0027】

なお、梁部材23Aの左側端部の上側部分は、遊技領域R1の前面から遊技球1つ分の間隔をあけて前方から前面カバー23Eにて覆われている。そして、進入口12Aから遊技領域R1に進入した遊技球が、起立部材23Bに衝突すると、前面カバー23Eの後方を通過して左側遊技領域へと流下する。また、上縁部材23Cとガイドレール12との間は、遊技球1つ分の幅をなして遊技領域R1の右側遊技領域に繋がっている。そして、起立部材23Bの上方を通過した遊技球が右側遊技領域を流下するようになっている。

40

【0028】

発光パネル70には、遊技状況に応じて異なる文字や図柄の表示が可能となっていて、本実施形態では2種類の表示パターンを備えている。図4に示すように、発光パネル70は、「大当たり」という文字をなした発光用溝部71Aを有する第1透光部材71の後側に、「THE 777」という文字をなした発光用突部72Aを有する第2透光部材72を重ねて備えている。

【0029】

そして、第1透光部材71の下面には帯状の第1発光基盤73が対向配置され、第2透光部材72の後面には第2透光部材72と略同一形状の第2発光基盤74が対向配置されている。即ち、第1発光基盤73の上面に等間隔で配置された複数のLED73Lの光が、第1透光部材71に下面から入光して発光用溝部71Aが発光し、第2発光基盤74の

50

前面の複数の L E D 7 4 L の光が、第 2 透光部材 7 2 に後面から入光して発光用突部 7 2 A が発光するようになっている。

【 0 0 3 0 】

第 1 透光部材 7 1 は、例えば無色透明の樹脂で形成されたプレートで、「大当たり」という文字をなした発光用溝部 7 1 A を後面に有する。具体的には、発光用溝部 7 1 A は文字の外縁に沿って溝を形成するように、第 1 透光部材 7 1 の後面から彫られている（図 5 (B) 参照）。なお、「大当たり」の文字は第 1 透光部材 7 1 の前面に突部などとして形成してもよい。また、文字の輪郭を鮮明にするために、発光用溝部 7 1 A の内側を半透明に加工してもよい。

【 0 0 3 1 】

第 2 透光部材 7 2 は、例えば半透明の黒色の樹脂で形成されたプレートである。また、第 2 透光部材 7 2 の前面には、「T H E 7 7 7」という文字を象った発光用突部 7 2 A が形成されている。

【 0 0 3 2 】

図 7 には、図 6 で示された破線 B - B , C - C における第 2 透光部材 7 2 の断面が示されている。図 7 (A) は、発光用突部 7 2 A のうち「T H E」の部分に該当する突部 7 2 A X についての断面で、図 7 (B) は、発光用突部 7 2 A のうち「7 7 7」の部分に該当する突部 7 2 A Y についての断面である。突部 7 2 A X は、その側面が第 2 透光部材 7 2 の前面に対して垂直に起立している。一方、突部 7 2 A Y は、その側面が第 2 透光部材 7 2 の前面に対して傾斜し、かつ対向する側面同士が近づくように起立している。

【 0 0 3 3 】

ところで、図 4 に示すように、第 1 透光部材 7 1 と第 2 透光部材 7 2 との間には、前側から順番に、遮光シート 7 5 , 区画シート 7 6 、拡散シート 7 7 が重ねて配置されている。

【 0 0 3 4 】

遮光シート 7 5 は、第 1 透光部材 7 1 と同一の形状・サイズのシートで、例えば樹脂で形成されている。また、遮光シート 7 5 は半透明な黒色である。図 5 には、第 1 透光部材 7 1 と遮光シート 7 5 、及び第 1 発光基盤 7 3 が備えられた上辺フレーム 2 3 D の後面が示されている。図 5 (A) に示されるように、第 1 発光基盤 7 3 は、上辺フレーム 2 3 D の後面下端に嵌合される。また、図 5 (B) に示されるように、L E D 7 3 L は第 1 透光部材 7 1 の下側側面と対向する位置に配置され、かつ遮光シート 7 5 よりも前側に位置する。本構成にすることで、L E D 7 3 L によって照射される光は、第 1 発光基盤 7 3 を直射すると共に、遮光シート 7 5 によって、後方の第 2 透光部材 7 2 に照射されることが規制される。

【 0 0 3 5 】

図 6 には、区画シート 7 6 、拡散シート 7 7 、第 2 透光部材 7 2 、及び第 2 発光基盤 7 4 が示されている。区画シート 7 6 は光を遮蔽する遮蔽部 7 6 B を有する黒色のシートで、第 2 透光部材 7 2 の発光用突部 7 2 A と重なる位置に、発光用突部 7 2 A と同一形状の透光部 7 6 A が切り抜き形成されている。拡散シート 7 7 は、曇りガラスと同様の乳濁色をなすシートである。この区画シート 7 6 と拡散シート 7 7 とが、透過規制シート 7 8 を構成する。

【 0 0 3 6 】

なお、区画シート 7 6 は、透明のシートに遮蔽部 7 6 B の役割をなすシールを貼り付けたり、あるいは遮蔽部 7 6 B を印刷することで作成してもよい。また、区画シート 7 6 と拡散シート 7 7 はシート状でなく、厚みを備えた形状であってもよい。

【 0 0 3 7 】

第 2 発光基盤 7 4 には、発光用突部 7 2 A と重なる位置に L E D 7 4 L が集中的に配置されている。これにより、L E D 7 4 L が発光用突部 7 2 A を効率的に発光させることが可能となっている。

【 0 0 3 8 】

10

20

30

40

50

さて、本実施形態の遊技機では、特図判定の結果が、確変が付かない通常の大当たりであった場合には、発光パネル70に「大当たり」という光文字が表示される光表示演出が行われる（図8参照）。また、特図判定の結果が確変付きの大当たりであった場合には、発光パネル70に「THE 777」という光文字が表示される光表示演出が行われる（図9参照）。

【0039】

図8で示されるように、発光パネル70に「大当たり」という光文字が表示される際、第1発光基盤73のLED73Lが発光する一方、第2発光基盤74のLED74Lは発光しない。この場合、第1発光基盤73のLED73Lによって照射される光は、前述するように、遮光シート75によって、後方の第2透光部材72の照射が妨げられている。これにより、発光パネル70には、第1透光部材71に形成された「大当たり」の光文字と第2透光部材72に形成された「THE 777」の光文字が混合して表示されることなく、「大当たり」の光文字のみを表示することが可能となっている。

【0040】

また、第1透光部材71の「大当たり」の文字は、外縁に沿って彫られた発光用溝部71Aで表現されているので、LED73Lの光が照射されると発光用溝部71Aによって文字が浮かび上がり、表示パネル70に「大当たり」の光文字を鮮明に表示することができる。

【0041】

一方、図9で示されるように、発光パネル70に「THE 777」という光文字が表示される際、第2発光基盤74のLED74Lが発光する一方、第1発光基盤73のLED73Lは発光しない。この場合、第2発光基盤74のLED74Lによって照射される光は、遮光シート75によって、前方の第1透光部材71の照射が妨げられている。これにより、発光パネル70には、第2透光部材72に形成された「THE 777」の光文字のみが表示される。

【0042】

また、第2透光部材72の「THE 777」という文字は、前面に形成された発光用突部72Aで表現されているので、LED74Lの光が照射される文字の輪郭形状が明確となる。これにより、鮮明に光文字を発光パネル70に表示させることができる。さらに、発光用突部72Aは突部72AXおよび突部72AYという異なる形状の突部で形成されているので、発光パネル70に表示される光文字ごとの輪郭形状に違いが生まれ、表現が多様化する。特に突部72AYは、光文字を迫り出るように表現することができる。

【0043】

ここで、区画シート76には、発光用突部72Aと同一形状の透光部76Aが形成されると共に、周囲を遮蔽部76Bが取り囲んでいる。本構成にすることで、LED74Lによって発光用突部72Aに照射した光は、透光部76Aの範囲を照射する光のみが前方へ進行できる一方、遮蔽部76Bの範囲を照射する光は、遮蔽部76Bによって進行が遮られる。これにより、表示パネル70に表示される発光用突部72Aの範囲が、明部と暗部によって明確に区分けされる。よって、第2透光部材72の文字をより明瞭に表示することが可能となる。

【0044】

また、拡散シート77は乳濁色をなすので、第2発光基盤74のLED74Lの光を拡散する役割を果たす。これにより、遊技者に対して目に優しく、また柔らかな印象を持たせる光表示演出が可能となる。

【0045】

また、第2発光基盤74には、発光用突部72Aと重なる位置にLED74Lが集中的に配置されているため、LED74Lは発光用突部72Aを効率的に発光させることができとなっている。これにより、発光パネル70に光文字をより鮮明に表示させることができる。

【0046】

10

20

30

40

50

このように、本実施形態の遊技機では、遊技状態に応じて異なり、かつ鮮明な光表示演出が可能となっている。また、同一の発光パネル70上で行われるため、少ないスペースを有効活用した光表示演出を実現する。

【0047】

[他の実施形態]

本発明は、前記実施形態に限定されるものではなく、例えば、以下に説明するような実施形態も本発明の技術的範囲に含まれ、さらに、下記以外にも要旨を逸脱しない範囲内で種々変更して実施することができる。

【0048】

(1) 本実施形態では、区画シート76と拡散シート77を別々に形成していたが、図10(A)に示すように区画シート76Wと拡散シート77Wを一体形成した透過規制シート78Wとしてもよい。これにより、部品やコストの削減が図れる。

【0049】

(2) また、本実施形態の区画シート76では、第2透光部材72の発光用突部72A全体を象る透光部76A及び遮蔽部76Bを形成していたが、図10(B)で示すように一部のみ形成した区画シート76Zとしてもよい。これにより、任意の発光用突部72Aをより鮮明に表示パネル70に表示させることができる。

【0050】

(3) また、区画シート76では発光用突部72Aを装飾する模様を表現してもよい。これにより、光表示演出の表現が多様化する。

【0051】

(4) 本実施形態では、第1発光基盤73と第2発光基盤74のうち一方のみを照射していたが、これらを同時に照射してもよい。

【0052】

(5) また、第1透光部材71と第2透光部材72のうち一方で文字や図形を表現し、他方でその文字や図形を装飾する模様を施し、第1発光基盤73と第2発光基盤74を同時に照射してもよい。

【0053】

(6) 本実施形態では、第1発光基盤73は下側から光を照射されていたが、左右方向若しくは上側から光を照射されてもよい。

【0054】

(7) 本実施形態では、第2発光基盤74は後方から光を照射されていたが、側方から光を照射されてもよい。

【0055】

(8) 本実施形態では、第2発光基盤74が備えられていたが、第2発光基盤74を備えず、区画シート76のみに発光パネル70に表示させる文字や図柄を表現してもよい。

【0056】

(9) 本実施形態では、第2透光部材72に対応した透過規制シート78のみ備えていたが、第1透光部材71の発光用溝部71Aを象った透過規制シート78を、第1透光部材71の前面又は後面側に重ねてもよい。さらに、透過規制シート78について、第1透光部材71が重ねられた面とは反対側に、遮光シート75を重ねてもよい。

【0057】

<付記>

上記実施形態及び上記他の実施形態で例示した遊技機には、以下の構成が含まれていると考えることができる。

【0058】

[構成1]

光を反射させるか又は透過させるか又は発するかして光演出を行う光演出部材と、前記光演出部材の少なくとも一部に重ねられ、光を透過する透光領域と、光を遮蔽する遮蔽領域とを有する透過規制部材とからなる電飾役物を備える遊技機。

10

20

30

40

50

【0059】

構成1の遊技機によれば、透光領域と遮蔽領域とを有する透過規制部材を光演出部材に重ねたことにより、光演出部材において光る部位と、そうではない部位との境界が明確に区分けされた光演出を提供することができる。

【0060】

なお、【構成1】中の下記構成要素には、上記実施形態中の下記部位が以下の如く対応する。

光演出部材：第1透光部材71、第2透光部材72、第1発光基盤73、第2発光基盤74

透光領域：拡散シート77, 77W

遮蔽領域：遮蔽部76B, 76BW(図10(A)参照), 76BZ(図10(B)参照)

透過規制部材：透過規制シート78, 78W

10

【0061】

[構成2]

前記透過規制部材は、シート状をなしている構成1に記載の遊技機。

【0062】

構成2のように、透過規制部材をシート状にしてもよいし、例えば、樹脂の成形品としてもよい。また、構成2のように、シート状にすれば、小型軽量化が図られる。

20

【0063】

[構成3]

前記透過規制部材は、光を透過する透光層と、光を遮蔽する遮蔽層とを積層してなり、前記遮蔽層が積層された部分が前記遮蔽領域をなし、前記遮蔽層が積層されていない部分が前記透光領域になっている構成1又は2に記載の遊技機。

【0064】

構成3のように、透過規制部材の透光層と遮蔽層とを積層して一体化してもよいし、透光層と遮蔽層とを別部品にして重ねてもよい。構成3のように積層構造にすれば、部品点数の削減が図られる。

30

【0065】

なお、【構成3】中の下記構成要素には、上記実施形態中の下記部位が以下の如く対応する。

透過規制部材：透過規制シート78W

透光層：拡散シート77W

遮蔽層：遮蔽部76BW(図10(A)参照)

【0066】

[構成4]

前記透光領域は、半透明になっている構成1乃至3の何れか1の構成に記載の遊技機。

【0067】

構成4のように、透光領域を半透明にして全体を光らせることで、目に優しい光装飾を提供することができる。

40

【0068】

[構成5]

前記光演出部材は、透光部材に、受けた光を反射させるか、屈折させるか、吸収するか又は集光するかして光装飾を行う光装飾部を備えてなり、前記遮蔽領域は、前記光装飾部の少なくとも一部を縁取るように形成されている構成1乃至4の何れか1の構成に記載の遊技機。

【0069】

構成5では、光演出部材が、透光部材に受けた光を反射させる等して光装飾を行う光装飾部を備えてなり、透光部材のうち光装飾部を光で浮かび上がらせる演出を行うことができる。そして、透過規制部材の遮蔽領域が、光装飾部の少なくとも一部を縁取るように形

50

成されているので、光装飾部をより鮮明に光で浮かび上がらせることができる。

【0070】

なお、【構成5】中の下記構成要素には、上記実施形態中の下記部位が以下のように対応する。

透光部材：第1透光部材71、第2透光部材72

光装飾部：発光用溝部71A、発光用突部72A

【0071】

【構成6】

前記光装飾部は、前記透光部材の外面に段付き状に形成された凹凸形状をなしている構成5に記載の遊技機。

10

【0072】

構成6によれば、凹凸形状の段差面により光装飾部の外縁部で光のコントラストが強くなり、光装飾の輪郭形状を明確にすることができます。

【0073】

【構成7】

前記光演出部材は、板状の透光部材で構成され、前記光演出部材のうち前記透過規制部材とは反対側の面が、光源からの光を受ける受光面になっている構成1乃至6の何れか1の構成に記載の遊技機。

20

【0074】

構成7では、光演出部材が板状の透光部材で構成され、その板厚方向に光が貫通するので、光度が高い光演出を行うことができます。

【0075】

なお、【構成7】中の下記構成要素には、上記実施形態中の下記部位が以下のように対応する。

透光部材：第2透光部材72

【0076】

【構成8】

前記光演出部材は、板状の透光部材で構成され、前記光演出部材の表裏の間の側面が、光源からの光を受ける受光面になっている構成1乃至6の何れか1の構成に記載の遊技機。

30

【0077】

構成8では、光演出部材が板状の透光部材で構成され、その表裏の間の側面から受けた光で光演出部材を間接照明のように光らせるので、柔らかい光の演出を行うことができます。

【0078】

なお、【構成8】中の下記構成要素には、上記実施形態中の下記部位が以下のように対応する。

透光部材：第1透光部材71、第2透光部材72

【0079】

【構成9】

前記光演出部材は、光源として発光素子を実装した電飾基板である構成1乃至6の何れか1の構成に記載の遊技機。

40

【0080】

構成9のように、電飾基板上の発光素子の光を透過規制部材に通すことで、所定の形状の光装飾を行うことができます。

【0081】

なお、【構成9】中の下記構成要素には、上記実施形態中の下記部位が以下のように対応する。

発光素子：LED73L, 74L

電飾基板：第1発光基盤73、第2発光基盤74

50

【0082】

[構成10]

複数の前記光源が、前記透光領域と対向する位置に集中的に配置されている構成7乃至9の何れか1の構成に記載の遊技機。

【0083】

構成10によれば、光源の光が有効に利用され、省エネを図ることができる。

【0084】

[構成11]

前記透過規制部材に前記光演出部材の反対側から重ねられ、遊技者側から前記透過規制部材への光の照射を抑える減光部材を備える構成1乃至10の何れか1の構成に記載の遊技機。

10

【0085】

構成11によれば、光演出を行っていない状態で透過規制部材が遊技者から見え難くなり、光演出を行ったときの演出効果を高めることができる。

【0086】

なお、[構成11]中の下記構成要素には、上記実施形態中の下記部位が以下の如く対応する。

減光部材：遮光シート75

【符号の説明】

【0087】

20

10 遊技機

23 装飾枠

23D 上辺フレーム

70 発光パネル

71 第1透光部材

72 第2透光部材

73 第1発光基盤

74 第2発光基盤

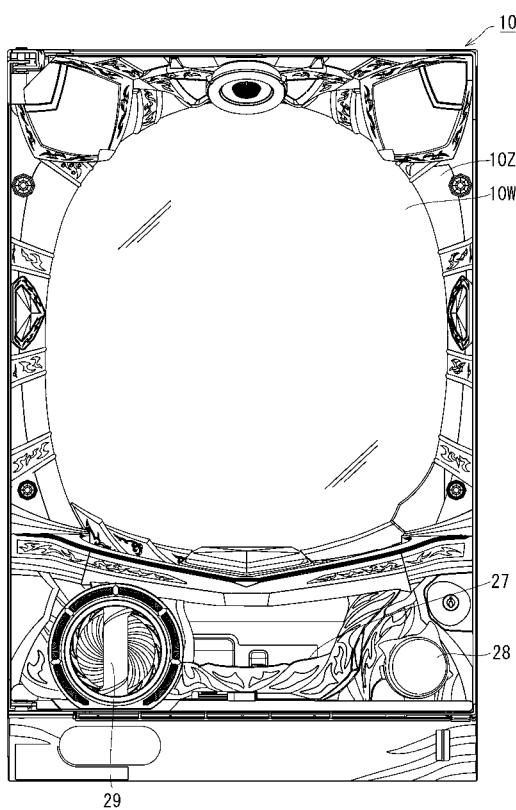
75 遮光シート

76 区画シート

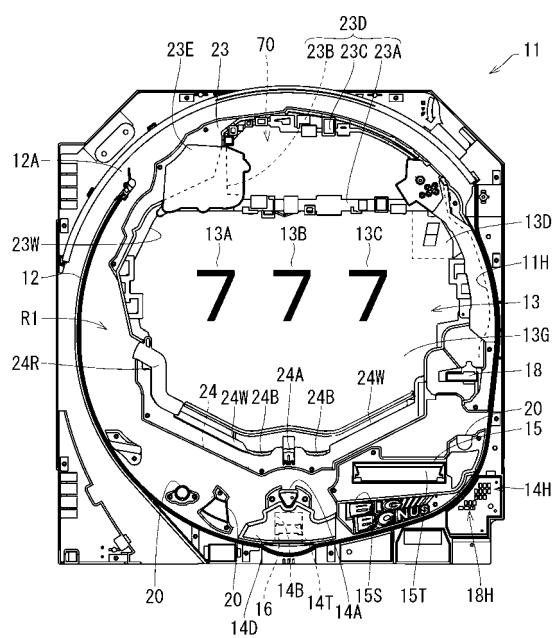
77 拡散シート

30

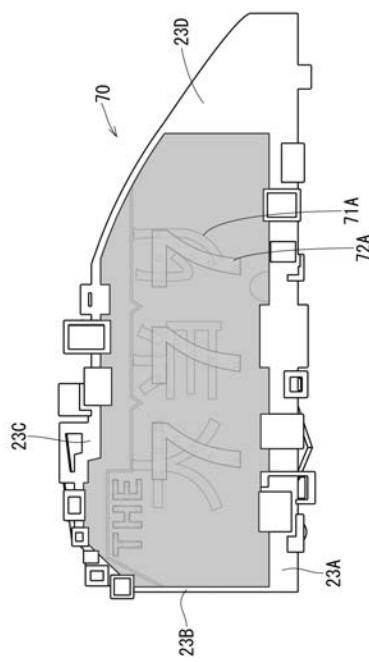
【図1】



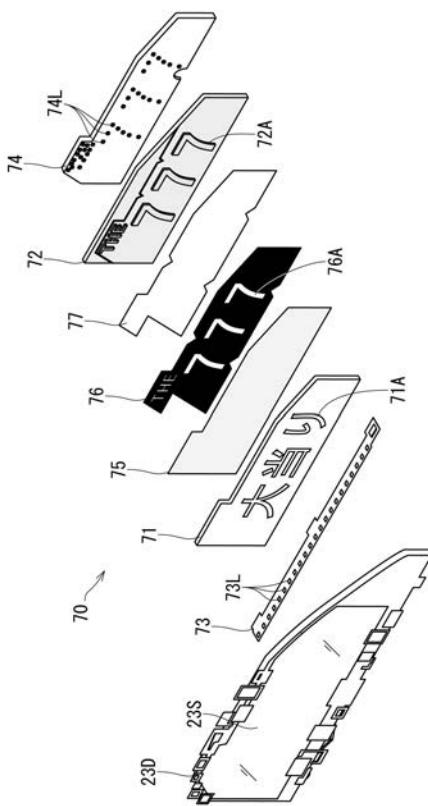
【 図 2 】



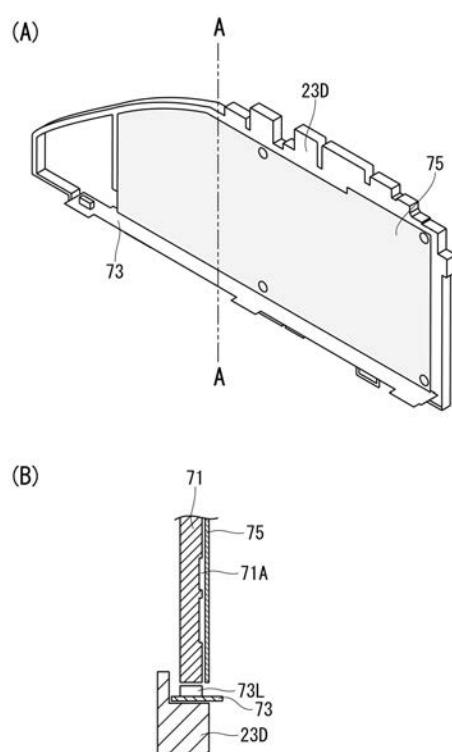
【図3】



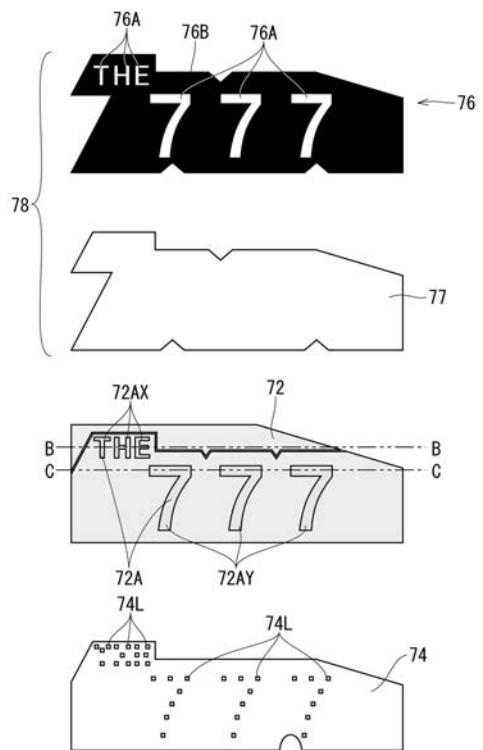
【 図 4 】



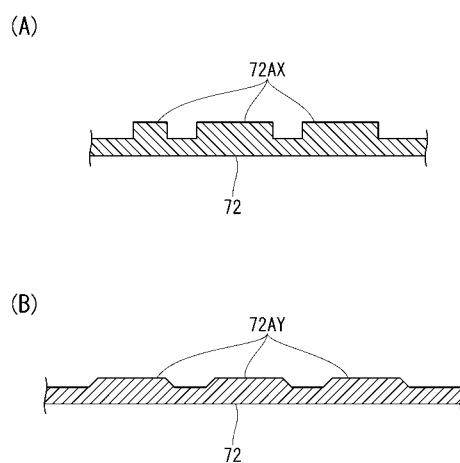
【図5】



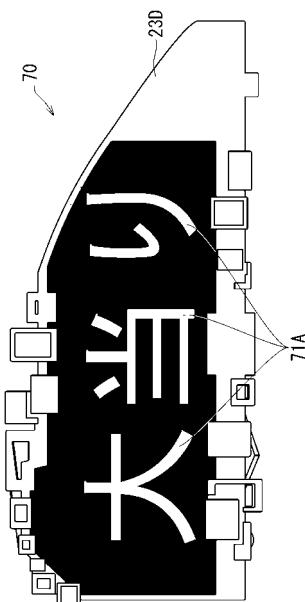
【図6】



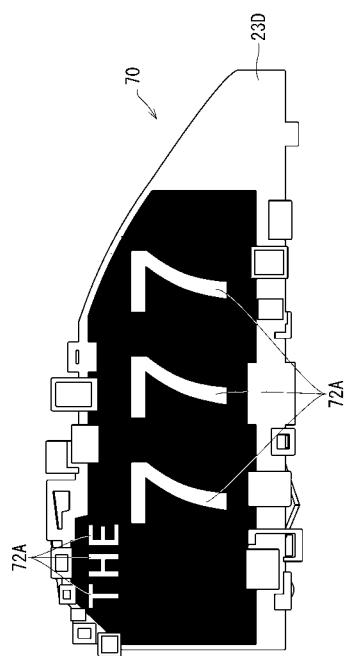
【図7】



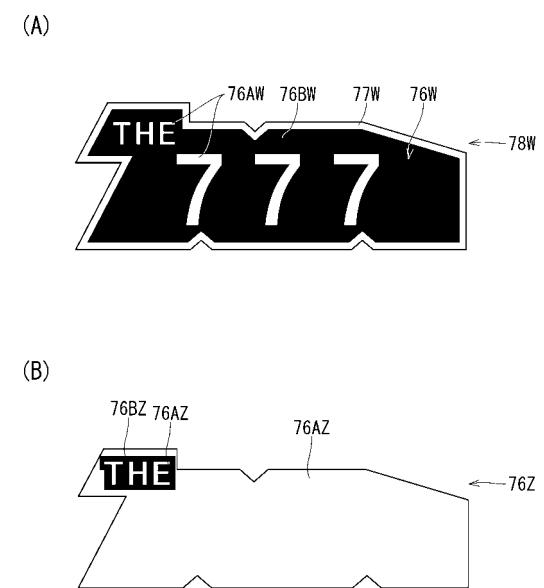
【図8】



【図9】



【図10】



フロントページの続き

(72)発明者 兼子 潔人

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ内

(72)発明者 平野 泰弘

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ内

F ターム(参考) 2C088 BC15 EB78